

死亡に関連する届には以下のものがあります。詳しくは担当窓口におたずねください。

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
死亡届	<ul style="list-style-type: none"> 届出先は、本籍地、死亡地、届出人の所在地のいずれかの役所です。 届出人→同居の親族（同居人）その他の親族等の順 受理されれば埋火葬許可証が交付されます。 外国人の方は、在留カード又は特別永住者証明書を入国管理局に返納してください。 	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届、印鑑	住民課 Tel94-3132
世帯主変更届	死亡された方が世帯主であった場合に届け出が必要な場合があります。	死亡の日から14日以内	印鑑	
国民健康保険の資格喪失届 葬祭費の申請	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証の返還が必要です。 葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。（申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年間） 		国民健康保険証、届出人と葬祭を行った人の印鑑、預金通帳等口座番号のわかるもの	
後期高齢者医療の葬祭費の申請	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証の返還が必要です。 葬祭を行った方（喪主）に葬祭費が支給されます。 	お早めに	被保険証、届出人と葬祭を行った人の印鑑、預金通帳等口座番号のわかるもの	
国民年金の死亡届 障害基礎年金の未支給年金の請求 遺族基礎年金請求 死亡一時金の請求 寡婦年金の請求	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金の加入者が死亡された場合、死亡届が必要です。 死亡された年金受給者の未払いの年金を受けられる場合があります。 <p>※死亡された方の年金受給状況等により届出窓口が異なります。</p>	死亡の日から14日以内	個々の状況により他に必要書類が異なります。	住民課 Tel94-3132 三条年金事務所 Tel0256-32-2820
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の異動届	死亡された方が受給者あるいは児童であった場合に必要です。	お早めに	印鑑 個々の状況により他に必要書類をお願いすることがあります。	住民課 Tel94-3132
印鑑登録証の返還	印鑑登録証は無効になります。印鑑登録証の返還が必要です。		印鑑登録証	

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
住基カードの返還	住基カードの返還が必要です。	お早目に	住基カード	住民課 Tel94-3132
医療受給者 内容変更届	それぞれの医療受給者が死亡された場合、届出が必要です。 また、医療受給者証（老人医療・子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療）の返還が必要です。	死亡の日から 14日以内	各医療受給者証	
身体障害者手帳・療 育手帳・障害者手帳 の返還	手帳の返還が必要です。	お早めに	身体障害者手帳・療育手帳・障害者 手帳	福祉保健課 Tel94-3133
介護保険証の返還	弥彦村の保険証をお持ちの方は保険証の返還が必要です。		介護保険証	
死亡者名義で課税 されている場合	各種手続きがあります。		印鑑 個々の状況により他に必要書類を お願いすることがあります。	税務課 Tel94-3134
水道名義人が亡く なられた場合	給水装置所有者変更届を提出してください。		印鑑	建設企業課 Tel94-1022

※土地・建物を相続する場合の所有権移転登記等の申請は、新潟県地方法務局三条支局（Tel0256-33-1375）または
新潟県司法書士会（Tel025-244-5121）にご相談ください。